

イオン銀行 税務相談紹介サービス概要

2023年3月30日現在

1. 商品名	税務相談紹介サービス
2. サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税、贈与税、所得税など税金に関わるお客さまからのご相談について、イオン銀行が提携する税理士事務所をご紹介するサービスです。 ・全国のイオン銀行の店舗のある地域で、税理士法人山田合同事務所と各地の同法人の提携税理士が共同して対応いたします。 ・初回相談（WEB 面談）は無料でご利用いただけます。 <p>※個別具体的なご相談は有料となりますが、その場合は事前にお客さまにその旨をご案内いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスをご利用いただくことで、お客さまのご相談内容等に適した税理士による税務面でのサポートをお受けいただくことができます。 ・相続税申告の経験豊富な税理士が対応いたします。相続税は税理士の経験や知識で財産の評価額が変わる可能性があります。本サービスでは、経験豊富な税理士または税理士法人により適正な評価をさせていただきます。
3. ご利用いただける方	<p>個人・法人のお客さまが対象です。</p> <p>相続税等の各種申告、相続税等の税金対策、事業承継対策など幅広いご相談に対応いたします。</p>
4. 業務提携先	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名：税理士法人 山田合同事務所 ・所在地：横浜市西区北幸1丁目11番15号 横浜STビル18階 <p>税理士法人山田合同事務所は、山田グループ※の一員として、その事業を税務面からサポートしております。</p> <p>※山田グループは、国内最大級の司法書士法人山田合同事務所をグループの中核とし、不動産や債権などの取引にかかる様々な課題解決のほか、信託・相続にかかるサービスを提供する専門家集団です。</p> <p>税理士法人山田合同事務所は、お客さまのご相談内容に応じて、同法人の所属税理士のほか、全国にネットワークを有する大手税理士事務所や地域の税理士事務所の税理士をご紹介し、共同で対応させていただきます。</p>
5. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・イオン銀行は税理士法人山田合同事務所の業務提携店となり、税務相談への対応は税理士法人山田合同事務所または同法人の提携税理士事務所所属の税理士が行います。このため、イオン銀行は業務提携店として税務相談先のご紹介と情報のお取次ぎをします。ご契約に際しては、お客さまと税理士法人山田合同事務所または同法人の提携税理士事務所がご契約の当事者となります。 ・お客さまのご相談内容、お手続きなどにより、税理士法人山田合同事務所または同法人の提携税理士事務所の所定の手数料が原則として発生します。

イオン銀行 税務相談紹介サービス概要

イオン銀行

(税)山田合同事務所
(提携事務所含む)

事前のご相談

ご相談内容をイオン銀行のスタッフが伺います。ご相談内容に応じて、「税務相談紹介サービス」をご案内いたします。

サービスのご案内

「サービスチラシ」、「税務相談紹介サービス概要」にて、本サービスの内容・ご留意事項等をご説明いたします。

依頼書のご記入

個人情報の取扱いに関し、ご説明をさせていただき、ご同意をいただきます。「税理士業務相談依頼書」をお客さまにご記入いただきます。

ご相談内容の確認

税理士をご紹介させていただくにあたり、相談内容の詳細をお伺いいたします。
税理士法人山田合同事務所がお客さまのお住いの地域やご相談内容に応じて、担当する税理士法人山田合同事務所または同法人の提携税理士、または同法人の提携税理士法人をご紹介いたします。

税理士とのご面談 (無料相談)

後日、お客さまのご希望の面談日に当行店舗におきまして、税理士がオンラインシステムを利用したWEB面談を行います。
※ご相談内容によりましては、税理士法人山田合同事務所より電話にてご相談内容のご回答をさせていただく場合がございます。

税理士への業務依頼

実際の申告業務、相続税の試算等の具体的な業務をご依頼いただく場合は、お客さまを担当する税理士よりご連絡を申し上げます。なお、お客さまのご依頼内容に応じて費用が発生いたしますので費用のご説明をお聞きいただいた上で、業務依頼のご判断をいただきます。

費用のお支払い

税理士にご依頼いただきました業務が完了後に、当該費用をお支払いいただきます。

●税理士報酬の例

【相続税申告のケース】

父、母、長男、長女の4人家族のうち、父が亡くなり相続税が発生したケース

▼亡父の遺産の内容

① 不動産・自宅	土地の評価・・・	約 740 万円
	建物の評価・・・	約 60 万円
② 金融資産・銀行	預貯金・・・	約 5100 万円
③ その他財産（生命保険や還付金、高額医療費や出資金等）・・・		約 200 万円
④ その他債務（葬儀費用等）・・・		約 100 万円

◎母が遺産の2分の1、長男・長女が遺産の4分の1ずつを相続する分割協議が申告期限までに締結された場合

課税財産の合計	約 6000 万円
相続税納付額	母 0 円（配偶者控除） 長男 30 万円 長女 30 万円
税理士報酬	66 万円（消費税込み）

※上記はあくまでモデルケースのため、親族間での生前贈与や土地の現地調査など、各個別要因により税理士報酬や相続税額は変わりますのでご注意ください。